

議 会 だ よ り

No.134

平成17(2005)年2月13日発行

しすい

編集・発行/酒々井町議会

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11 ☎043-496-1171

<http://www.town.shisui.chiba.jp/contents/gikai/>



12月の
1月定例会
1月臨時会
の
あ
ら
ま
し

12月定例会は12月7日から8日間の会期で開きました。
町長より議案11件、議員より議案1件が提出されたほか、9月定例会より継続した議案2件を審議した結果、それぞれ原案のとおり可決・認定されました。
一般質問は12名の議員が、2日間にわたり行いました。
また、臨時会が1月17日に招集され、町長提出の議案2件を審議しました。採決の結果、原案のとおり可決されました。

議会主催による住民説明会

詳細については14ページ



12月定例会
1月臨時会

個人情報保護に関する条例を可決 P2

佐倉市との合併の是非を問う住民投票条例を制定 . . P14

町政を問う 議員12名が一般質問 . . P7~P13

個人情報保護条例を制定

一般会計では災害復旧費などを補正



豪雨により路肩が崩れ落ちた町道 = 柏木地先=

平成16年12月議会で可決された議案は次のとおりです。

◇酒々井町個人情報保護条例の制定

町の機関が取り扱う個人情報について、具体的な保護措置に関する事項を定め、町の機関が保有する行政文書に記録されている保有個人情報の開示請求や、開示を受けた自己情報に事実の誤りがあると認められた場合には、その訂正を請求する権利などを明らかにし、個人の権利利益を保護することを目的とするものです。

なお、一部を除いて平成17年7月1日より施行となります。

◇町長等の給与及び教育長の給与の特例に関する条例の一部改正

町長・助役・収入役・教育長の給料を平成15年2月1日から2カ年にわたり3%減額していた現行の特例条例を期間延長し、引き続き平成17年2月1日から2カ年にわたり3%減額するものです。



◇一般会計補正予算 (第4号)

一般会計

補正の主な内容は、管外保育委託に係る保育料や私立幼稚園就園奨励費補助金等の補正、大雨や台風の影響による道路破損等の復旧費に伴う工事費の補正などです。

特別会計

◇国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
 ◇老人保健特別会計補正予算(第3号)
 ◇介護保険特別会計補正予算(第2号)

補正の主な内容は、医療費の不足や居宅サービス費の増加に伴うものなどです。

議員発議による

条例の一部改正

◇議会議員の報酬の特例に関する条例の一部改正

議会議員の報酬を平成15年2月1日から2カ年にわたり3%減額していた現行の特例条例を期間延長し、引き続き平成17年2月1日から2カ年にわたり3%減額するものです。

平成16年度 補正予算額

(単位：千円)

会計名	補正後	補正額	補正前	
一 般 会 計	5,916,869	27,293	5,889,576	
特別会計	国民健康保険	1,399,613	36,418	1,363,195
	老人保健	1,127,545	69,168	1,058,377
	介護保険	690,877	38,802	652,075

本佐倉城跡を 視察しました



12月定例会初日の本会議終了後に国指定史跡本佐倉城跡並びに発掘調査現場を視察しました。

賛成討論

秋本和仁議員 議案第1号（個人情報保護条例の制定）に賛成の立場で討論を行う。

いわゆる情報公開法及び個人情報保護法が制定されている中で、町レベルでも、これらの法律に準拠して個人情報の適正な取り扱いに関する基本的事項を定めた個人情報保護条例を制定しておく必要がある。条例の制定・施行によって、不利益を被り個人情報保護審査会に諮問される事例は極めて例外的なものではないかと認識している。条例の制定は時期尚早ではなく、もう少し早く制定すべきではなかったかと思う。

反対討論

引地修一議員 議案第1号（個人情報保護条例の制定）に反対の立場で討論を行う。

個人情報保護条例については、いつかは可決・制定しなければならぬのは重々承知している。しかし、いわゆる個人情報保護法が制定されたその審議の過程では、国会でもこの法律にはいろいろな解釈があり、町もまだ十分整備されていないという感じがする。

当局の万全な態勢での条例の上程を望むものであり、今議会での可決には反対である。

議案と議決結果（町長提出のもの）

番号	件名	付託委員会	本会議の議決結果	
1	平成15年度酒々井町一般会計及び各特別会計歳入歳出の決算の認定について	決算審査特別委員会	原案認定	○
2	平成15年度酒々井町水道事業会計決算の認定について	決算審査特別委員会	原案認定	◎
1	酒々井町個人情報保護条例の制定について	総務	原案可決	○
2	町長等の給与及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務	原案可決	○
3	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の制定に関する協議について	なし	原案可決	◎
4	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の制定に関する協議について	なし	原案可決	◎
5	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分に関する協議について	なし	原案可決	◎
6	千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について	なし	原案可決	◎
7	千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について	なし	原案可決	◎
8	平成16年度酒々井町一般会計補正予算（第4号）	(※)	原案可決	◎
9	平成16年度酒々井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	教育民生	原案可決	◎
10	平成16年度酒々井町老人保健特別会計補正予算（第3号）	教育民生	原案可決	◎
11	平成16年度介護保険特別会計補正予算（第2号）	教育民生	原案可決	◎

◎は全員賛成、○は賛成多数、×は賛成少数です。

(※)は総務・教育民生・経済建設の各常任委員会に担当分野を付託しています。

請願第5号 表決一覧表

議席番号	氏名	表決
1番	引地修一	賛成
2番	菊地宏	賛成
3番	永井勝	賛成
4番	平澤昭敏	賛成
5番	越川廣司	賛成
6番	木村亨	賛成
7番	江澤真一	賛成
8番	秋本和仁	賛成
9番	原義明	賛成
10番	竹尾忠雄	賛成
11番	森本一美	賛成
12番	山口昌利	賛成
13番	篠原岩雄	賛成
(14番 石渡一光 議長のため採決に加わらず)		
15番	地福美枝子	賛成
16番	小早稲賢一	賛成
17番	高崎長雄	賛成
18番	岩澤正	賛成

請願の審議経過・
結果について

平成16年12月議会までに提出された請願第5号と請願第6号は、12月14日に審議を行いました。

はじめに、請願第5号について採決を行いました。この採決は記名投票によって行い、その結果、全員賛成により請願第5号を採択することに決定しました。(左記の表のとおり)

酒々井町議会では、この請願第5号と請願第6号は願意が同一目的であるということから議決不要とし、請願第6号を「み

なし採択」とすることにそれぞれ決定しました。

「みなし採択」とは…

議会にはいくつかの諸原則がありますが、そのなかに「一事不再議の原則」というものがあります。これは、「いったん議決された事件を同一会期中にこれを審議することはできない」というもので、議事の非効率及び2つの意思を存在させないという観点からこのような原則があります。

この原則に従いますと、先に「可決(採択)」された後の同一

目的(同一趣旨・同一内容)の事件は、議決をすることができません。

しかし、後から審議される事件は、既にその目的を達成したこととなるので、同じ法律効果を生じさせる「みなし可決(採択)」として措置することになります。

なお、この「みなし可決(採択)」とは議会用語ですので、結果としては「可決(採択)」されたものとして、先の事件と同様に取り扱われます。

請願の審査結果

番号	件名	請願者名	付託委員会	本会議の審議結果	
3	郵政事業の現行公社制度堅持を求める意見書の提出を求める請願	今関 衛 福田孝男	総務	不採択	×
5	佐倉市と酒々井町の「1市1町の合併の是非を問う住民投票条例の制定」を求める請願書	米井 満 他144名	なし	採択	◎
6	酒々井町と佐倉市との合併の是非を問う住民投票条例の制定を求める請願書	京増 恒 谷川恒司 平嶋達夫	なし	採択	◎

◎は全員賛成、○は賛成多数、×は賛成少数です。

議案と議決結果 (議員提出のもの)

番号	件名	本会議の議決結果
1	議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 ○

◎は全員賛成、○は賛成多数、×は賛成少数です。

行政報告

綿貫町長より2件の行政報告がありました。
ここでは紙面の都合上、それぞれ要旨を紹介いたします。

佐倉市・酒々井町合併協議会について

佐倉市・酒々井町合併協議会については、9月臨時議会において協議会設置の議案の可決を頂いてから、本日まで2回の協議を行いました。

現在まで協議会で決定された内容は、合併の基本4項目と呼ばれる「合併の方式」「新市の名称」「新市の事務所の位置」「合併の期日」であります。その内容は「合併の方式は佐倉市への編入合併とし、新市の名称は佐倉市、新市の事務所の位置は現在の佐倉市役所、そして合併の期日は平成18年3月31日までの日とする。ただし、合併の申請は平成17年3月31日までを目標とする。」というものであり、それぞれ協議会での決定事項となりました。しかしながら、協議会での決定は、佐倉市と酒々井町の合併

の最終決定ではありません。今後、更に新市の建設計画や事務事業の調整等を行い、協議会で合併に対する方向が決定された後に、両市町の議会の議決により合併が実現するものであります。

そこで、私としては協議会で決定された内容を踏まえ、議会に合併議案を提出する前に、住民の皆様にご判断を頂きたいと考えております。

このことは、以前から最終的には住民のご意見をお聞きしたいと申し上げてまいりましたので、いよいよその時期が近づいてきているという認識を持つものであります。

住民のご意志を伺うためには、十分な情報が提供され、それにより住民が自らご判断頂くことが必要であり、その方法については、多くの署名をもって住民投票の実施の請願が出されておりますので、私はその声を尊重させていただきたいと考えております。

今後、協議会の進捗状況を見ながら条例等の整備をし、来月中には条例が制定できるようにしたいと考えております。



28名の委員で構成され協議が進む佐倉市・酒々井町合併協議会

酒々井南部地区産業団地開発計画について

町の重点施策として位置づけ、積極的に推進しております酒々井インターチェンジの設置並びに南部地区産業団地への企業誘致活動について、ご報告いたします。

酒々井インターチェンジにつきましては、国土開発幹線自動車道建設会議での決定を受け、

千葉県に連結許可があり、日本道路公団には施行命令が出されておりますことから、町は現在、インターチェンジの事業着手に向けて、県と協議をしているところであります。また、南部地区産業団地開発計画は、酒々井インターチェンジの活用を十分考慮したうえで、都市再生機構とともに鋭意努力しております。

こうした中、定例議会等でご報告申し上げておりました、産業団地に大きな関心を寄せている外資系企業と都市再生機構との間で、土地売買に関する基本協定が、平成16年9月30日に締結されましたので、ご報告申し上げますとともに、この協定締結により企業誘致は、大きく前進したものと考えております。

また、事業の進捗状況を申し上げますと、当計画地の事業化に向けた産業団地スケジュール及び地区内外におけるインフラ整備等の調整を行っているところであります。町としては、このプロジェクトが、南部地区を核とした総合的なまちづくりを推進していく契機となるものと考えておりますことから、この企業の誘致に最大限努力して参

りますので、議会をはじめ関係者の皆様方に、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお企業戦略等の関連から、企業名の公表は今回、差し控えさせていただきますが、計画している施設の概要は、御殿場市の「御殿場プレミアム・アウトレット」や軽井沢町の「軽井沢プリンスショッピングプラザ」の要素も兼ね備えた、日本最大規模の田園都市型リゾート・エンターテイメントモールと聞いております。



早いまちびらきが望まれる酒々井南部地区産業団地計画地

決算

平成16年9月議会で継続審査となっていました平成15年度の各会計決算については、それぞれ認定されました。ここでは、委員会の報告の要旨を紹介いたします。

決算審査特別委員会

(地福美枝子委員長) 報告

9月議会で設置、付託され継続審査となっていた平成15年度各会計決算については、9月に3日間にわたり委員会を開催しました。

執行部からの詳細な説明のもとに厳正な審査を行ったところ、平成15年度一般会計及び各特別会計決算、平成15年度水道事業会計決算ともに、それぞれ全員賛成により認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程において、今後の予算執行にあたり、次のような意見や要望事項がありました。



主な意見(抜粋)

- 厳しい財政状況に伴う歳出の抑制を課題とする中で、複雑・多様化する住民ニーズに添えていくため、住民との協働を含め「外部でできることは、できるだけ外部に委ねる」を基本に、事務事業全般を対象に検証されたい。
- 経常収支比率の上昇による財政構造の硬直化が懸念されることから、総合計画の一層の推進を図る上でも改善の努力を期待する。
- 補助金の支出について、今一度支出対象事業全般について目的及び効果を検証されたい。
- 普通財産について、処分を含め有効活用を検証されたい。
- 税の徴収については、日々の努力の跡が見受けられるが、貴重な自主財源であり、かつ、公平・公正の観点から、一層の徴収努力の強化を期待する。
- デマンド交通システムの一層の定着を図るため、利用向上に向けた広報活動等に努力されたい。

賛成討論

高崎長雄議員 平成15年度町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに平成15年度町水道事業会計決算について、賛成の立場で討論を行う。

平成15年度も限られた財源を効率的・計画的に配分して「第4次総合計画」目標達成に向けて総合的に施策を展開している。歳入歳出の予算執行の結果を総合的に確認し検証した中で、予算効果と行政効果を納税者の立場に立って客観的に判断すると、今後の予算編成や財政運営に一層の検討を加え改善すべきではないかと思われる点がいくつかはあるにせよ、大所高所か

反対討論

ら見る限り、我々が議決した趣旨と目的に従って予算を適正に、そして可能な限り効率的に執行した努力の跡が随所に見られる。その結果、①収支の均衡を図った財政運営であった。②財政構造の硬直化が進んでいるが、人件費や物件費などの内部管理経費の抑制を図るなど現時点で取り得る方策を講じている。③行政水準を確保し維持した財政運営であった。よって、町民の負託に応えるにふさわしい執行成果を挙げたものと評価する。

竹尾忠雄議員 平成15年度町一般会計及び各特別会計歳入歳

出決算について、反対の立場で討論を行う。

これまで町は国の施策を評価してきたが、現状はどうか。景気回復どころか一層の悪化を招き、町民の負担は増すばかりであり、地方行政も三位一体改革で厳しい影響を受けている。

このような中で、住民の暮らしを守る地方自治体のあり方が、今、大きく問われているのではないか。

厳しい行財政状況の中で、巡回・デマンド複合型新総合交通システム事業、ねたきり老人福祉手当支給事業、小・中学校スクールサポート指導員事業、特産品加工施設整備事業など一定の努力を評価するが、一方で、増加するデイ・サービスなどの施設待機者への対応や高い保育料、JR酒々井駅舎の光熱水費等の負担、町道の改善、残土条例の改正など、町民の要望に応えるものとなっていない。

この町の将来を考えるならば、行政と町民が一体となって町民との協働のまちづくりを進めることが必要である。



女性起業家によってオープンした特産品加工施設「しすい味だより」

町の考え

そこが知りたい

一般質問は、町の行財政全般にわたって、執行機関に疑問点をただし見解を求めるものです。

12月定例会の一般質問は、13日と14日の2日間に12名の議員が、市町村合併問題、行財政問題など行政全般にわたり今後の対応策などについて、活発な質問を行いました。

「議会だより しすい」に掲載されている内容は紙面の都合上、要点のみとなっています。詳細については、町立図書館（プリミエール酒々井内）で会議録をご覧ください。12月定例会の会議録は、3月中旬以降、閲覧することができます。

問

住民投票を実施すべきでないか

答

1月中には条例制定のための議会を招集したい

森本 一美 議員

問 町は佐倉市と合併協議会を設置し合併に関する協議をスタートさせているが、合併の是非は住民に十分な判断資料を提供し意見を伺い、その結果で判断すべきではないか。そこで、次の点について伺う。

1、住民投票を実施すべきではないか。実施するとしたら、いつ、どのように実施するのか。

2、平成17年3月合併を目指すなら、いつ、住民に判断資料を提供するのか。

町長 合併協議会では合併の方式や合併期日など合併協定基本4項目が決定された。今後は事務調整結果や新市建設計画等が策定されることとなるが、住民に判断いただき、その結果、合併関係議案を議会に提案するか否か考えていきたい。住民投票の日程については現段階では決められないが、1月中には条例制定のための議会臨時会を招集したい。

なお、実施日は条例の周知期間や実施の準備期間、新市建設計画の住民説明会等を考慮すると、条例制定後、一定期間が必要と考えている。

財政問題について

問 このほど町が策定・発表した平成17年度から平成19年度までの中期財政を見通した「財政健全化緊急対策計画」によると、この3年間の財源不足を約13億4,400万円と見込んでいます。そこで、次の点について伺う。

1、新規事業の停止、住民サービス削減など財政規模を縮小して細々とした行財政運営をしていくならば、合併もまちづくりの一つとして合併に期待してもよいのではないか。

2、町財政の現況・見通しを住民にどう知らせ、理解を求めていくのか。

町長 本計画は平成17年度予算編成を含む今後の町財政運営の基本方針として中期的視点に立つて財政の健全化を進めていくため策定したものであって、合併する、しないに拘わらず財政のスリム化を図ることは行財政運営に欠くことができない問題であると認識している。

行政運営には町民の理解と協力が不可欠なので、財政状況など可能な限り情報を提供していきたい。

一般質問

問

町残土条例の適用範囲を拡大してはどうか

答

現行面積が適切な要件と判断している

山口 昌利 議員

問 一度破壊された自然環境を復元するのは困難である。自分の健康は自分で守ると同様に、当町の自然環境は当町で守るほかに手はない。同時に、町民の健康を守り、当町の緑豊かな自然環境を後世に引き継ぐ責任がある。

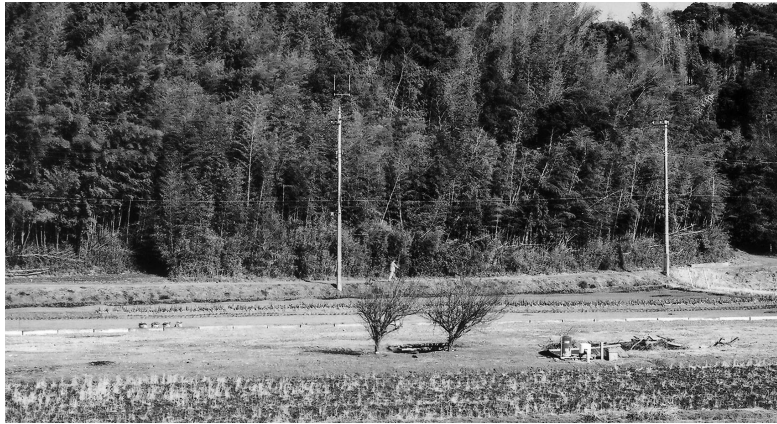
そこで、次の点について伺う。

1、町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく事業の適用範囲を、現行の500平方メートル以上3,000平方メートル未満を改め、300平方メートル以上とすることについて。

2、平成15年10月に県条例が改正されたが、町の対応について。

町長

1、いわゆる町残土条例に規定している埋立面積を500平方メートル以上としている理由は、この適用面積を縮小すると、住宅建築に係る盛土や農地の客土行為など小規模な行為であっても許可が必要となることなどから、これが適切な面積要件であると判断している。



「いつまでも安心して住み続けられるまちづくり」は町民みんなの願い

2、現行の面積要件を拡大すると事業量が増大し様々な問題等が発生し、条例に基づく的確な措置・対応には大変厳しい状況が考えられることから、現行の県及び町の区分に基づき、相互の協力関係の下で対応することが適切であると考えている。

問

地域活性化のためにどのようなまちづくりを考えているのか

答

住民と協働によるまちづくりを目指したい

平澤 昭敏 議員

問 国が推進している「歩いて暮らせるまちづくり」に則して、当町が有する豊かな自然、文化、歴史、産業など地域資源を活用した個性あるまちづくりに取り組むべきものと考えている。

地域活性化のためにどのようなまちづくりを考えているのか。また、交流人口の増加を図るためにも、酒々井南部地区の展望についても伺う。

町長 町は総合計画に掲げた将来都市像に向けてまちづくりを進めているところであり、酒々井インターチェンジや酒々井南部地区の早期整備とともに豊かな自然環境との調和を図った総合的な地域整備など、今後も住民と協働によるまちづくりを目指していきたいと考えている。南部地区産業団地計画も重要施策なので最大限努力したい。

学校施設耐震診断結果について

問 学校施設耐震診断結果によると、昭和48年竣工の酒々井小学校北校舎及び昭和45年竣工の同小学校体育館が、それぞれ耐震性能について不足を指摘されている。新潟中越地震では学校や公民館等の公共施設が避難場所として

数多く利用されている中で、町でもいざという時に住民が安心して利用できる態勢を整えておくため、これら施設の改築や補強など、今後どのように取り組んでいくのか伺う。

また、体育館を使用中に地震が発生し、飛散した窓ガラスによって児童・生徒に危害が及ぶことも想定されることから、早急な対策を望む。

教育長 教育委員会としては耐震診断の結果に基づいた優先順位により、各施設の改築・補強等の耐震化事業を計画的に進めていくこととしており、そのため酒々井小学校の新体育館については、補助金等の動向にも注視しながら、早期の事業化に努力していきたい。

庶務課長 窓ガラスの飛散防止も耐震化の一つなので、計画的に取り組んでいきたい。酒々井小学校新体育館の建設を進めていく段階で、公共施設等の建設維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用したPFIといった手法を導入するか否かについては、有意義と判断した時には一つの案として検討していきたい。

一般質問

問 「酒々井ちびつ子天国」の今後の見通しは

答 平成17年度は今までどおり開園する

江澤 眞一 議員

問 酒々井ちびつ子天国について、次の点を伺う。

- 1、来年度の開園はあるのか。また、今後の見通しについて。
- 2、町は将来の活用についても検討すべきと考えるが町の考えは。

町長

1、県福祉ふれあい財団経営改革計画によると、利用者の減少や施設の老朽化から県行政改革方針に沿い、平成18年度末までに町と事業廃止時期等を協議することになっているが、平成17年度は今までどおり開園する予定である。

2、新たな時代への対応も視野に入れて、県及び県福祉ふれあい財団と十分協議していきたい。

学童保育について

問 学童保育について次の点を伺う。

- 1、現在の利用状況について。
- 2、夏休みの利用人数はどの位か。
- 3、今年度の放課後児童対策補助事業の補助金300万円について、来年度はどのように考えているのか。
- 4、小学校2校内に学童保育を設置す

ることについて、以前100名以上の署名と請願が出された。また、一般質問の中で答弁でも十分検討するとの事であったがその結果について。

5、施設に関して、酒々井小学校は現状では使用できないとの事であったが、以前、社会福祉協議会が使用していた事務所を使用すれば良いと思うが如何か。

福祉課長

1、2、平成16年11月現在、23名が利用しており、このうち19名が夏休み中に利用したと堀口学園より報告を受けている。

3、来年度も継続したが、現在、予算策定中である。

4、現状では厳しい財政事情の中で、必要な施設や備品の整備費、運営経費の財源確保が困難な状況であるが、引き続き調査、検討したい。

5、現在、教育委員会所管の行政財産として使用されており、また学童保育の施設として使用するには、施設の改修が必要であると考えている。

問 住民投票で7割に達した意見に従うという町長の発言の真意は

答 一般的な率直な意見として述べたもの

菊地 宏 議員

問 この町が将来町として、どのような道を歩むべきか、様々な選択肢がある。佐倉市と合併すべき、自立、否、もう少し時間をかけて検討すべき（成田市との合併を含む）等々。町の行政当局は今、何を考えているのか、これを明らかにして意見を聞くべきである。

私たちは住民投票に参加してくださいという署名を求めて約2ヶ月間、町内全土に住民の意見を聞いたところ、その結果約3,600名以上の方々から賛成の意見表示を得ることができた。

町長は私たちに「住民投票の必要性はよく分かる。投票総数の7割に達した意見に私は従う。」と言っている。この考え方は今でも変化は無いと思うが如何か。また住民投票の時期についても伺う。

町長 住民投票が実施された場合の結果に対する私の判断について、はっきり言及したことはない。しかし、色々な場で物事を進める場合、7割が賛成していれば判断しやすいという考えで話をしており、これが一般的ではないかという趣旨で、私の率直な意見とし

て申し上げたものである。

住民投票の時期については、1月中には住民投票条例を制定し準備を進め、一定の期間（周知・準備期間として1ヶ月強は必要と考えるが）を置いた後に、実施したいと考えている。なお、日程については定めていない。

法定協議会について

問 法定協議会について次の点を伺う。

- 1、今の協議会は町長の思惑どおりか。
- 2、当町の問題の検討、また町選出の委員との話し合いは如何か。

町長 佐倉市、酒々井町とも13名づつの委員で構成されており、私が対等の立場で議論すると言った点が、委員構成でも表れている。今までの協議会においても、いろいろな立場から闊達な意見交換を行い、協議いただいている。当町選出の委員との話し合いについては、現在のところ具体的には考えていないが、今後協議が進む過程において、話し合いの場を設けたいと考えている。



一般質問

問 合併期日についてはどのように考えているのか

答 こだわってはいないが、国・県による財政支援を活用する努力も惜しむべきではない

引地 修一 議員

問 佐倉市・酒々井町合併協議会が2回行われたが、町長はどのように思われたか、次の点について伺う。

1、町長は合併申請の期日にはかねてよりこだわらないと再三明されたが、具体的に平成17年3月31日までを目標とする案が出た。今までの発言と大きく違うのではないか。

2、協議内容を十分に町民に伝えると言われていたが、町独自の広報は1ヶ月近く経過しても発行されず、町民への報告会・集会すら開催されていない。これはどういうことか。

3、墨地区に続き伊篠地区でも早すぎる合併の進め方に対して、反対の陳情書が出た。これをどう思われるか。

4、住民投票条例制定の請願書(約4,000名)が町・議会に出された。かねてより町長は住民の意向を充分汲みとって合併の是非について判断するとしているが、請願の署名数からどのように住民投票について考えているのか。また、住民投票を平成17年3月13日の県知事選と同日に実施する考えはあるのか。

町長 1、私の考えは特に変わっていないが、協議会の場で国・県等による手厚い財政支援は有効に活用することで住民にとっても大きな財産となり、未来に引き継ぐことができ、そのための努力は惜しむべきではないと発言した。最大限努力することも一つの選択肢であり、為政者として判断せざるを得ないと考えている。

2、協議会は合併問題を協議するとともに協議内容の情報提供しており、町としても「広報ニューしすい」や町のホームページを通じて、積極的に情報の提供を行っていきたい。これからも情報を効率的に提供するため、協議会を中心に両市町の住民の理解を得る努力を続けたい。

3、町を考え、心配いただいているものと深く受けとめている。

4、行政報告や前の議員の一般質問に答弁したとおりである。期日はまだ決定していないが、一つのチャンスを活かす事で負担軽減や相乗効果も期待できるとは描いている。

問 住民への説明会の予定はあるのか

答 判断材料がまとまった段階で町と協議会合同で実施したい

原 義明 議員

問 佐倉市との法定合併協議会が設置され既に2回開催されている。全ての検討は協議会でという町長の再三の答弁ゆえ、住民に対する説明責任は当然である。議会では協議会の開催都度、毎回報告することが決定されたが、現在まで行政側からの報告はない。インターネットもあるがホームページを開く事のできる住民はまだ少ない。

情報開示の方法として、開催の都度迅速で理解しやすい情報提供は当然の責務であるが、その方法は行政側からの一方的な形でなく、住民が自主的に参加しやすい形をとる事が一番重要な事項と考える。地域別に報告会を行うのか、土日も考慮し昼夜両立にするのかなど、町の存亡に関わる重大な決定事項であることから、一人でも多くの住民が関心を示し、参加し質問しやすい情報開示のプログラムの企画推進を願うので、具体的な情報開示の方法について伺う。

町長 合併協議会の協議内容は、協議会から「佐倉市・酒々井町合併協議会だより」やホームページにより両市町

の住民に情報提供される。町としても広報やホームページを通じて積極的に提供したいと考えている。

協議会だよりは、役場や中央公民館、小中学校などの公共施設にも配布し、また、協議会で提案された資料や会議録は合併対策室に備え付けており、町民の皆様にご覧頂きやすいようにしてある。なお、協議会だより第1号の記事の内容は簡潔であったが、第2号からは具体的な協議内容などが掲載され、近く発行される予定である。

住民に対する説明会については、ご判断いただける材料がまとまった段階において、町と協議会合同で説明したいと考えている。



佐倉市と酒々井町との合併に関する住民説明会で町民の意見を直接聞く綿貫町長(昨年8月)

一般質問

問

「合併協議会だより」以外にも町民に対し十分な広報活動を

答

町広報やホームページにて積極的に提供したい

永井 勝 議員

問 第2回の佐倉市・酒々井町合併協議会が終わったが、一人二人を除くと、当町側からの委員からは町の将来の視点に立った具体的な意思が示されていない。そもそも協議の進め方が、設定項目のほとんどにわたって佐倉市側主導による「事務局提案→多数決承認」の形をとって処理されていくため、内容や協議のやり取りが両市町民に詳しく伝わっていない。第3回以降は合併後のあるべき姿を作り出す新市建設計画や、それに伴う財政見直しなど根幹をなす項目の協議に入る。

この際、副会長たる町長以下の委員が、一致して酒々井町民の立場に立った提議や質疑を行い、その内容と結果を速やかに町民に知らせることを考えて欲しい。「合併協議会だより」が両市町共同で発行されることで、広報については良しとするのではなく、被合併自治体という、より切実な立場にある町民の関心に応えるためには、町独自で速やかに取りまとめた報告をするとともに、十分な意思疎通が出来る場を持つことが肝要と考えるが如何か。

町長 第2回の合併協議会において、佐倉市選出の委員から「協議会だより」の内容について、協議経過を掲載するよう要望があった。現在、合併協議会事務局にて検討を行っており、両市町の住民の皆様にはわかりやすい紙面づくりに努めている。

また町民への情報提供については、「協議会だより」や協議会ホームページを通じて、両市町の住民に情報が提供されることになっている。町としても「広報ニューすい」や町ホームページを通じて、積極的に情報を提供していきたいと考えており、今後も情報を効率的に提供するため、協議会を中心に両市町の住民に理解を得られる努力を続けていく。

さらに住民に判断いただける材料がまとまった段階で、町と協議会合同で住民に説明をしたいと考えている。当町選出の委員との話し合いの場として、新市建設計画などを熟知し意見交換などをして、共通な認識を持つて協議に臨んではという意見については、出来る限りそのようにしていきたい。

問

残土条例を改正できない根拠はないのではないか

答

現行が適切であり改正にはなお検討を要する

竹尾 忠雄 議員

問 昨年12月議会から毎回、残土条例改正を求めてきたが、町長の答弁は「事業量の拡大、許可、管理が大変」「体制等を整えたいうえで改正すべきと考えている」とのこと。既に12ヶ月間経過しているが全く同じ答弁である。

私は既に改正した山武町・下総町・芝山町・神崎町の実態を調査したところ、改正後は規制が厳しいため申請が町に一件も無いのが実態である。体制についても以前と同じ体制で行っている自治体もある。埋立申請が無ければ新たな体制も必要ないのではないかと。改正できない根拠が無くなったのではないかと思われる。多くの住民の願いに応じて、1月臨時議会に条例改正を提案すべきと思うが、町の考えを伺う。

町長 今すぐの条例改正は埋立面積の拡大と事業量の増大に伴う様々な課題の発生など、条例の規定に基づく確かな措置や対応等について大変厳しいものが考えられる。県及び町の区分に基づき相互の協力関係のもとに対応することが町にとって適切であり、条例改正についてはなお検討を要するものと

考えている。

条例を改正することによって、具体的な規制のほかに、事業の抑止効果を狙うことも大事と認識している。さらに内部の調整があるので時間をいいただき、最大の効果が得られるように十分検討したい。

町防災計画の見直しについて

問 町防災計画の見直しが必要ではないかと考える。今年是全国的に各地で記録的な豪雨が発生し甚大な被害をもたらしている。当町でも9月の集中豪雨は時間当たり77ミリとこれまでの予想を超えるものであった。水害に対する再検討が必要と考えるが如何か。

町長 9月4日の大雨は過去に例のないものであった。住民への情報伝達に少し時間を要したのも事実であり、今後、情報伝達体制については、随時見直しを行っていきたい。また、防災計画は一部見直しの必要はあるが、当面、本計画に準じ災害に強いまちづくりを推進していく。

下水道課長 中川について、色々な角度から再検討をしているところである。

一般質問

問

調理業務の一部委託とは

答

受託会社の請負事業となる

地福 美枝子 議員

問 学校及び保育園の給食について、次の点を伺う。

- 1、調理業務の一部委託について「請負」という考えか。
- 2、人件費が軽減されることとが、中・長期的に検討した結果か。また、委託料の見込みは。
- 3、現在の職員や臨時職員の労働条件はどのように変更するのか。また、職員の意見は聞いたのか。
- 4、給食費が多額の未納となっているが、現状と今後の対策について。
- 5、食物アレルギーの児童・生徒に対する対応は如何か。
- 6、保育園の給食は、今後どのように考えているのか。

教育長

- 1、人材派遣ではなく実績ある民間会社への「業務委託」行為であり、受託会社は「請負」事業となる。
- 2、平成15年度決算で比べると約600万円程度軽減の試算。委託料は概ね4,000万円程度と見込んでいます。
- 3、町調理職員は他部署への配置換え、

臨時調理員は同条件で受託会社にて働けるよう条件に入れる。なお12月中に調理員に説明を行う。

- 4、通知や電話などで納付依頼して、分割納付等の相談等も受けている。
- 5、献立表でメニューと原材料を見て、各自で自己判断して頂いている。

福祉課長

6、平成17年度は直営で行う。

ごみ袋等について

- 問 ごみ袋等について、次の点を伺う。
- 1、今後の課題と対策について。
 - 2、ごみ袋の生産、流通のしくみ、契約、袋の単価、業者名について。
 - 3、ごみ袋の変更について、現在どのように考えているのか。

生活環境課長

- 1、最終処分場が平成23年度で限界と予測され、延命化を図ることが重要であると考えている。
- 2、大昭和紙工産業が製造、卸業者である日東興産(株)と材質・寸法・印刷等について協定書を締結している。卸売単価は1枚あたり22・05円。
- 3、今後とも十分検討を重ねたい。

問

平成17年度予算編成にあたりどう考えているのか

答

合併を見込んでのものではない

岩澤 正 議員

問 国が進める三位一体改革について、この度の国と地方6団体との論議からすると、改革は国の財政支出を抑制し地方交付税の削減を目指したものである。このような中で、合併するか否かに拘わらず、今こそ、住民自治に立ち町民が一体となった新たなまちづくりへの取り組みが必要ではないか。

そこで、次の点について伺う。

- 1、平成17年度予算編成にあたり、三位一体改革と佐倉市との合併が論議されているがどう考えているか。
- 2、まちづくりについて、住民参加による組織が必要ではないか。

町長

- 1、平成17年度予算編成にあたっては、今後の町財政運営の指針となる「財政健全化緊急対策計画」に基づき、財政の健全化を図りつつ、町民ニーズに配慮するとともに新たな施策を展開していくこととしている。なお、合併を見込んでのものではない。
- 2、町民参加と協働は基本計画の重点施策の一つでもあり、体制づくりを検討していく。

助役

2、合併によって基礎的自治体の規模が大きくなることに対して、地域住民の意見を行政に反映させる地域審議会等の設置については、協議会で検討されるものと考えます。

合併問題について

問 合併市町村に対する優遇措置を最大限活用できる改正前合併特例法の適用期限が迫る中、佐倉市との合併が論議されているが、次の点について伺う。

- 1、既に合併した市町村について、どのように考えているか。
- 2、合併協議会の進め方として、対等の立場で町としての提案を。
- 3、町民の意向を把握する具体的方法をどのように考えているか。

町長

- 1、各自治体が判断したものである。
- 2、議論は対等に行っている。
- 3、住民の意向を把握するには、十分な情報提供が必要であり、整った段階で町と協議会合同で説明したいと考えている。なお、最終的には住民投票を実施する予定である。

一般質問

問

平成17年度予算に要求される緊縮財政の見通しは

答

「財政健全化緊急対策計画」を推進していく

秋本 和仁 議員

問 三位一体の改革の不透明さが残る中、平成17年度酒々井町予算に要求される緊縮財政を通して、行財政構造改革の進捗状況は如何なものか。

町長 財政の健全化を目指して職員一丸となつて予算編成をしている。「町

財政健全化緊急対策計画」の最終目標である、地域の活性化や安定的な町民サービスの実現に向け、鋭意努力する。

今後の法定協議会の行方について

問 今後の法定合併協議会の行方と住民アンケートの提言について伺う。

1、合併協議会での協議は、現在のペースで目標期限である平成17年3月末までに全て可能か。

2、議員の身分の取り扱いには政治的判断が必要だろうか、あくまでも法定協での議論に任せているのか。

3、YESかNOかの住民投票よりも、住民の合併に対する理性的な判断を仰ぐ住民アンケートは如何か。

町長

1、申請目標の期日までに間に合うよう、精一杯の努力をしている。
2、第3回の協議会で、委員により議

論していただくことになっている。

3、設問の仕方によってはアンケート

調査の方が感情や衝動的な要素が低く抑えられるなどという利点もあるが、住民投票によって町民の意思を確認したいと考えている。

生活環境について

問 酒々井町と佐倉市との共同ごみ処理施設の改良によつて、周囲環境に有害な物質の排出量は低下傾向にあるのか。また不具合等の報告はあるのか。

生活環境課長 排出ガス処理設備の改善により、有害物質の排出量は大幅に低下している。佐倉市・酒々井町清掃組合では、安全操業の周知徹底を図っており事故等の報告は受けていない。

中川放水路について

問 中川放水路の洪水対策は十分なものか。また、人が放水路に転落した場合のハシゴ段等の設置は如何か。

町長 水路用地の未登記処理を進めてきたが、根本的な対策には多額な事業費などを要することから、住民への情報伝達体制の強化に努めていきたい。またハシゴ段等については検討したい。

その他の質問

平澤昭敏 議員

・ 育児支援家庭訪問事業について

江澤眞一 議員

・ 福祉事業について

引地修一 議員

・ 財政問題について

竹尾忠雄 議員

・ 農業問題について
・ 工業団地計画について

岩澤 正 議員

・ 福祉について
・ 町道について



議案第1号 表決一覧表

議席番号	氏名	表決
1番	引地修一	賛成
2番	菊地宏	賛成
3番	永井勝	賛成
4番	平澤昭敏	賛成
5番	越川廣司	賛成
6番	木村亨	賛成
7番	江澤眞一	賛成
8番	秋本和仁	賛成
9番	原義明	賛成
10番	竹尾忠雄	賛成
11番	森本一美	賛成
12番	山口昌利	賛成
13番	篠原岩雄	賛成
(14番 石渡一光 議長のため採決に加わらず)		
15番	地福美枝子	賛成
16番	小早稲賢一	賛成
17番	高崎長雄	賛成
18番	岩澤正	賛成

平成17年1月臨時会で可決された議案は次のとおりです。

◇佐倉市との合併の是非を問う住民投票条例の制定

佐倉市・酒々井町合併協議会で協議中の酒々井町が佐倉市への編入合併をすることについて、住民の意向を伺うために制定しようとするものです。

投票方法としては、2つの選肢肢（佐倉市との合併に賛成、反対）から1つを選択し、投票用紙に○の記号を記載する方法で行うこととなります。

一般会計

◇一般会計補正予算(第5号)

補正の内容は、佐倉市との合併の是非を問う住民投票の実施にかかる経費526万7千円、及び南部地域開発条件調査の委託料693万円をそれぞれ増額するものです。

住民投票条例については記名投票により、一般会計補正予算については起立採決により、それぞれ採決が行われました。記名投票による表決結果については、左記の表をご覧ください。

平成16年度 補正予算額

(単位：千円)

会計名	補正後	補正額	補正前
一般会計	5,929,066	12,197	5,916,869

議案と議決結果(町長提出のもの)

番号	件名	付託委員会	本会議の議決結果	
1	佐倉市との合併の是非を問う住民投票条例の制定について	なし	原案可決	◎
2	平成16年度酒々井町一般会計補正予算(第5号)		原案可決	◎

◎は全員賛成、○は賛成多数、×は賛成少数です。



議員研修会を開催

1月20日に千葉県町村議会議長会事務局長(町村議会議員共済会千葉支部主任)の野崎正義氏を講師に招き、町村議会議員共済制度等について研修を行いました。(左の写真)

議員共済の制度や現状、課題などのほか、昨今の市町村合併の状況や市町村合併に伴う議員共済についても講義を受けました。

3月定例会のお知らせ

次の定例会は3月初旬に開会する予定となっております。

会期の概要は、2月24日の議会運営委員会などで決まります。会期などについては、議会運営委員会の開催日以降、議会事務局までお問い合わせください。

なお、会期の概要が決定したら、町議会のホームページやポスターでもお知らせいたしますのでご利用ください。

皆様の傍聴をお待ちしています。

詳しくは議会事務局まで。

TEL 496-1171
(内線251、252)

表紙の紹介

酒々井町議会ではこれまでに3回、佐倉市・酒々井町合併協議会の住民説明会を行いました。

多くの町民の方のご出席をいただき、合併協議について議会選出の委員が説明や質疑に並び、多くの町民の方から貴重な意見を頂戴することができました。

(写真は12月25日(土)午後7時から中央公民館で開かれた住民説明会の様子)